

○いただいたご意見の概要と国土交通省の考え方

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	<p>(第9条、第20条関係)</p> <p>供託の還付請求を受けようとする者が国土交通大臣の確認を求めて提出する確認申請書には、添付書面として、供託建設業者と発注者との請負契約書(資力確保措置について記載のあるもの)を追加してほしい。</p>	<p>確認申請の申請者については、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「法」という。)第4条第1項または第12条第1項に基づき事業者が行う届出の内容などにより確認することとしています。</p>
2	<p>(第9条、第20条関係)</p> <p>損害調査において、損害の範囲が瑕疵修補費用相当額になるのか、慰謝料、各種補償分が入るのか等、申請者の主張と調査員による損害の認定額との間に乖離が発生することも考えられることから、損害額認定のガイドラインを示すことや、認定額への不服申立て等の制度を整備する必要があるのではないか。</p>	<p>損害賠償請求権の額については、損害調査の結果を踏まえて、国土交通大臣が適切に確認を行う予定です。また、確認額に対して不服がある場合には、国土交通省に対して一般法(行政不服審査法)に基づく異議申し立てを行うことが可能です。</p>
3	<p>(第9条の4、第20条の4関係)</p> <p>配当の順位における損害調査費用について、住宅瑕疵担保責任保険法人である財団法人住宅保証機構の役員または職員が行った損害調査費用に限っては、最終順位とすべきではないか。</p>	<p>国土交通大臣が行う権利の確認においては、法に基づき国土交通大臣に指定された住宅瑕疵担保責任保険法人による損害調査が必要とされています。財団法人住宅保証機構も住宅瑕疵担保責任保険法人としての指定を受けています。</p>
4	<p>(様式関係)</p> <p>住宅瑕疵担保責任保険法人に対して一覧表様式の必要事項が記載された書面の交付を義務付けた上で、届出の際に保険法人から交付された一覧表が添付された場合には、届出時の許可番号、商号又は名称、基準日等の必要最小限の記載で足りることとして、届出に係る業務が煩雑にならないようにしてほしい。</p>	<p>今回の施行規則改正では届出の際の添付書類について帳簿の写しから一覧表形式の様式へと変更しています。現在、各保険法人においては、保険加入者に対して一覧表の情報提供を行い、届出時の作業負担の軽減を図るサービスを検討しています。</p>

<p>5</p>	<p>(様式関係)</p> <p>各様式における「新築住宅の戸数」欄が2つに分割されているが、住宅瑕疵担保責任保険だけを利用している場合には、「令5条に定める面積(55㎡)」の区分にかかわらず合計数だけを記入すればよいこととしてほしい。</p>	<p>一覧表のうち、住宅瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅については、ご指摘のとおり特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令第2条または同令第5条に定める面積区分は関係ないことから、戸数欄の分割を取りやめました。</p>
<p>6</p>	<p>(その他)</p> <p>供託を行う場合、基準日当日に引き渡された新築住宅についても正確に戸数に反映できるよう、供託を行う期限を基準日までとせず、暫定的でもよいので基準日の翌月10日以内等の措置が必要ではないか。</p>	<p>供託を実施する期限としては、法第3条第1項および第11条第1項において毎年3月31日および9月30日と定められているとおり、法に基づく義務となっています。</p>